

陳 情	受 理 番 号	43	受 理 年 月 日	令和 7 年 12 月 25 日	付 託 委 員 会	教育福祉
件 名	令和 5 年（2023 年）以降の化学物質過敏症に関する対応状況について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願
いいたします。

件名 令和 5 年（2023 年）以降の化学物質過敏症に関する対応状況についての陳情

【陳情内容】

令和 5 年（2023 年）6 月 28 日に審議された「請願第 2 号 化学物質過敏症に関する請願」
において、学校教育課長からは、化学物質過敏症について教員が把握し、学んでいく必要があ
るとの認識が示されるとともに、ポスターやホームページ等を活用し、校長連絡協議会等を通
じて周知を図っていく旨の答弁がありました。

つきましては、当該答弁を踏まえたその後の取り組み状況について、以下の点を明らかにし
ていただくよう要望します。

- 1) 校長連絡協議会等を通じた周知は、いつ、どのような形で行われたのか。
- 2) 学校現場において、化学物質過敏症に関する情報は共有されたのか。
- 3) 学校現場において、保護者や児童から「学校も友達も好きなのに教室に入ると具合が悪く
なる」あるいは「香料製品や消毒剤のにおいを嗅ぐと体調不良になる」などの相談が寄せられ
た場合に、配慮や対応の要否を検討する際の考え方や、参照すべき情報について、何らかの整
理や検討が行われたのか。

【陳情理由】

ここ数年の間に、化学物質過敏症をめぐる状況は大きく変化しています。化学物質過敏症や
香害（香料による体調不良）に関する報道件数は、2021 年に五省庁連名による「香害啓発ポ
スター」が作成されて以降、増加し続けています。学校に相談したものの、十分な対応が得ら
れなかったと受け止められる事例が、全国的に報道されるようにもなっています。

さらに 2025 年 8 月には、小中学生の約 1 割が、化学物質過敏症の症状の一つである「香料
による体調不良」を経験しているとの全国調査結果が報道され、国会の委員会をはじめ、全国
の地方議会においても、関連する議会質問が急増しています。

こうした社会的認知の高まりにより、今後、学校に対して、化学物質過敏症や香害に関する
相談を行う保護者が増えていくことが想定されます。香りなどによって体調不良になる化学物
質過敏症の児童が学び続けるには、同じ教室で学ぶ他の児童並びに保護者の理解と協力が重要
となります。

しかしながら、香料などによって体調不良を呈する児童がいることや、それが悪化すると登
校困難になることを知らない人も多いため、「香料製品を使用することは個人の自由」だと主
張する人と、困っている人の間で、意見や感情の対立が生じやすくなります。十分な整理や共
通理解がないまま対応が現場任せとなった場合、学校現場が分断され、教職員は板挟みとなっ
て疲弊し、教育環境全体が混乱するおそれがあります。

私共に寄せられる相談や報道内容からは、香料などによって体調不良を呈する児童への対応
について、学校現場が判断や対応に苦慮している状況がうかがえます。こうした状況を踏まえ、
令和 5 年（2023 年）6 月 28 日の答弁において示された取り組みが、その後どのように実施さ
れ、学校現場にどのように共有されてきたのかを確認させていただきたく、本陳情を提出する
ものです。